

平成19年旭市議会第3回定例会会議録

議事日程（第2号）

平成19年9月6日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 議案質疑
- 第 2 決算審査特別委員会設置
- 第 3 決算審査特別委員会委員の選任
- 第 4 決算審査特別委員会議案付託
- 第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
- 第 6 常任委員会議案付託
- 第 7 常任委員会陳情付託

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案質疑

追加日程 議案第23号直接審議（先議）

日程第 2 決算審査特別委員会設置

日程第 3 決算審査特別委員会委員の選任

日程第 4 決算審査特別委員会議案付託

日程第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告

日程第 6 常任委員会議案付託

日程第 7 常任委員会陳情付託

出席議員（24名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 伊藤 保 | 2番 | 島田 和雄 |
| 3番 | 平野 忠作 | 4番 | 伊藤 房代 |
| 5番 | 林 七巳 | 6番 | 向後 悦世 |
| 7番 | 景山 岩三郎 | 8番 | 滑川 公英 |
| 9番 | 嶋田 哲純 | 10番 | 柴田 徹也 |
| 11番 | 木内 欽市 | 12番 | 佐久間 茂樹 |

13番 日下昭治
 15番 林俊介
 17番 林一雄
 19番 嶋田茂樹
 21番 高橋利彦
 24番 神子功

14番 平野浩
 16番 明智忠直
 18番 高木武雄
 20番 向後和夫
 22番 林正一郎
 26番 林一哉

欠席議員（1名）

25番 伊藤鐵

説明のため出席した者

| | | | |
|---------------|-------|--------------|-------|
| 市長 | 伊藤忠良 | 副市長 | 鈴木正美 |
| 教育長 | 米本弥榮子 | 病院事業者 病管理 | 吉田象二 |
| 病院事務部長 | 伊藤敬典 | 総務課長 | 高埜英俊 |
| 秘書広報課長 | 加瀬寿一 | 企画課長 | 加瀬正彦 |
| 財政課長 | 平野哲也 | 税務課長 | 野口徳和 |
| 市民課長 | 木内國利 | 環境課長 | 平野修司 |
| 保険年金課長 | 増田富雄 | 健康管理課長 | 小長谷博 |
| 社会福祉課長 | 在田豊 | 高齢者福祉 課長 | 横山秀喜 |
| 商工観光課長 | 神原房雄 | 農水産課長 | 堀江隆夫 |
| 建設課長 | 米本壽一 | 都市整備課長 | 島田和幸 |
| 下水道課長 | 中野博之 | 会計管理者 | 木内孫兵衛 |
| 消防長 | 佐藤眞一 | 水道課長 | 堀川茂博 |
| 庶務課長 | 浪川敏夫 | 学校教育課長 | 及川博 |
| 生涯学習課長 | 花香寛源 | 監査委員 事務局長 | 林久男 |
| 農業委員会 事務局長 | 小田雄治 | 飯岡荘支配人 | 野口國男 |
| 病院経理課長 | 鈴木清武 | 病院再 整備室長 | 鍋木友孝 |

事務局職員出席者

事務局長 宮本英一

事務局次長 石毛健一

開議 午前10時 0分

議長（嶋田茂樹） おはようございます。ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。これより本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑

議長（嶋田茂樹） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第23号までの23議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

日下昭治議員。

13番（日下昭治） 議案第1号について、2点ほど伺いたいと思います。

ページ数、249ページ、文化の杜公園整備事業とあさひ健康パーク整備事業の2点について伺うわけでございますけれども、文化の杜公園整備事業につきましては、公有財産購入費、当初予算が3億円ほどございました。しかし、決算においては、面積において1万2,487平方メートルの購入というような形に出ているわけでございますが、当初、約2万平方メートルの購入予定だったものがそのような形に変化された要素、背景と伺えますか、その辺を伺いたいと思います。それが1点でございます。

それと、あさひ健康パーク整備事業についてでございますが、やはり当初予算、健康パーク整備事業の工事の方でございますが、1億5,435万円ほど予定されていたと思います。しかし、現実的には、健康パーク整備工事につきましては、2億1,461万5,000円というような変化をされておるわけでございますが、9月補正で4,200万円ほどあったかと思いますが、それらに変更になった背景がやはりあると思いますので、その辺の説明をお願いしたいと思います。

議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

都市整備課長（島田和幸） それでは、文化の杜公園から答えさせていただきます。

当初、確かに2万平米を予定してございました。結果的には、取得面積1万2,487平米でございます。この理由でございますけれども、当初予定していた単価が上がったわけではございません。当初、2万平米の財源のうち、まちづくり交付金と、それから起債、3億円を予定しておりましたけれども、公有財産購入1万2,487平米をすべてまちづくり交付金で購入しようということで、この範囲内の購入としたわけでございます。

それから、あさひ健康パーク整備事業でございますけれども、これは、工事請負業者の倒産によりまして、再度の工事発注に際しまして、前払い金で支出した分が不足となりました。その補充です。それと、平成19年度の工事予定でありました芝生工事、これは4,200万円でございますが、これらを追加させていただきました。

それともう一つは、336万円ですけれども、これは、やはり平成19年度の最後に道路の工事を予定しておりましたけれども、地元から要望がありまして、なるべく早く、管理用道路なんですけれども、路盤工事を行っていただきたいということで、これらを先行して行ったことから金額が増額となりました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員。

13番（日下昭治） 説明の方は、そのような形でよく分かりました。

ただ、健康パーク整備事業につきまして、4,200万円ほど増額されたものは分かるわけでございます。そうしますと、当初予算から対比をしてみますと、2億円弱の工事費だというような認識をしていたわけでございますが、2億1,000幾らという形の中で、2億1,461万5,000円ですか。そうすると、その補正予算よりも上乘せになっている、それは業者のいろいろないきさつもあるということもありますけれども、やはり、この時の予算で解体工事、7,350万円あったものが5,134万5,000円ですか、それらにつきましては、当然、予算内のかなり低い価格でできたわけでございますので、それは大いに賛意を示したいと思いますけれども、その辺の工事も含めて入って、そちらの工事費の方に含まれたということを理解して構わないでしょうか、その辺については。

議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

都市整備課長（島田和幸） 解体工事の件でございますけれども、これは旧福祉センターですね。それから、勤労青少年ホーム、こちらの解体を2棟行いました。当時、この2棟につ

きましたは、あさひ健康パークの整備区域に入ってございませんでした。これは、老朽化しておりますので、こちらを解体しまして、この区域もあさひ健康パークの整備区域に取り込もうということで、こちらを区域に追加させていただきまして解体したわけでございます。この解体工事五千数百万円については、当初から予定しておりませんでしたので、この工事費分は追加になってございます。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員。

13番（日下昭治） 分かりました。

ただ、それで1点、質問はこれで最後になるんですかね。文化の杜整備事業の方で、不動産鑑定委託料があります。委託料ですから、不動産鑑定をされているわけでございます。

それと、その前の袋公園にも、やはり不動産鑑定委託料があるわけでございますけれども、例えば、その2点の公園整備事業でございますので、地区も違いますけれども、鑑定結果の評価額の差というんですか、その辺がどのくらい差があるのか。それをもし教えていただければありがたいと思います。

それと、文化の杜公園整備事業で鑑定価格が出ましたら、当然、何掛けかの買収価格になると思いますが、差し支えなければ、鑑定評価額といたしますか、その辺をできるものなら教えていただきたいなと思います。

議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

都市整備課長（島田和幸） 不動産鑑定の結果でございますけれども、最初に、袋公園の方を申し上げたいと思います。

不動産鑑定価格といたしますのは、いろいろな条件、当然、議員ご存知だと思いますが、場所、形等によって価格が変わってきます。袋公園の場合ですと、だいたい平米1万4,000円くらいですね。購入する場合は、2社の不動産鑑定をとりまして、安い方の価格で購入させていただいております。それで、この不動産鑑定の価格が出てきましたら、私の方でよく精査させていただきます。その精査の内容といたしますのは、価格の決定に当たりまして、公共的な要素ですね、道路位置関係、それから公共的な建物、例えば市役所、図書館、そういったものが近所にあるのか、道路幅員がどのくらいあるか、そういったものをよく調べて、不動産鑑定士が調べました内容と合っているかどうか、よく精査して、間違っていなかったら、その価格を採用させていただきます。

それから、文化の杜公園なんですけど、こちらも例えば、道路際、文化会館の方寄りですと、平米2万4,000円から2万4,500円くらい出します。当然、場所、その位置によって違ってきております。

昨年度、購入しました約1万3,000平米の大半のうちが、単価は平米約1万5,000円が主な単価でございます。これもやはり、2社の不動産鑑定をとっております。国庫補助事業ですと、1社ではだめですから、必ず2社の不動産鑑定をとって、安い方の価格を採用させていただいております。

よろしくお願いいいたします。

(「了解」の声あり)

議長(嶋田茂樹) 日下昭治議員の質疑を終わります。

続いて、神子功議員。

24番(神子 功) 議案第1号、平成18年度旭市一般会計決算につきまして、私は、歳入で大きく2件、歳出につきまして若干お伺いをいたします。

平成18年度につきましては、旭市が合併をいたしまして通年で予算を組んだということの初めての年に当たります。まず、歳入関係についてお伺いをいたします。

まず、市税について、市税収入の内容についてお伺いいたします。

平成18年度は決算で市税につきましては、予算現額61億1,208万5,000円に対しまして、調定額79億9,201万590円、収入済額が65億2,567万429円、不納欠損額は9,898万5,652円、収入未済額は13億6,735万4,509円となりました。

そこで、まず1点目といたしまして、前年度に比較した場合の収入済額、不納欠損額、収入未済額、これにつきましては、収入済額が1億5,103万6,086円の2.4%の増加となっており、不納欠損額は1,499万6,970円の13.2%の減少、収入未済額では320万5,218万円の0.2%の増加となっております。傾向的には、不納欠損額あるいは収入未済額は前年度より多くなっているというのが通常ですが、平成18年度の場合には不納欠損額で減少を見て、収入未済額では増加というふうになっています。この要因ということについてはどういうことが言えるのかどうか、まず1点目にお伺いをいたします。

2点目ですが、平成18年度不納欠損額9,898万5,625円につきましては、市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税がその内容となっております。不納欠損処分に該当する法第15条関係並びに法第18条関係の件数については把握しておりますでしょうか。その滞納内容について、この際、お伺いをいたしたいのが2点目でございます。

3点目が、平成18年度市税の滞納者に対しまして、納税、納付の指導をされてこられたと思いますが、その徴収の成果につきましてはどのように評価をしているものかどうか、具体的に金額等を把握されていれば、その内容についてお示しをいただきたいと思います。

次に、歳入の二つ目ですが、合併によりまして、平成18年度への財源の効果についてお伺いをさせていただきます。

平成18年度の当初には、地方交付税の影響が2億3,400万円くらい見込まれるのではないかとこの答弁が本会議でもありました。また、交付金等への影響額もあるだろうということが当初に説明があったわけですが、平成18年度決算を迎えることによりまして、地方交付税につきましてはどのような影響額があるのかどうか。また、交付金等への影響額につきまして、どの程度影響があったのか。いわゆる増が見込まれたかというようなことについてお示しをいただきたいと思います。

続いて、歳出の関係ですが、まず1点目ですが、平成18年度につきましては不用額が多く見られました。執行率が予算に対して88.2%ということになっており、平成17年度につきましては執行率が95.3%、額的には平成18年度は15億5,167万1,033円、平成17年度には9億2,608万9,002円という不用額が出ております。比較いたしますと、昨年度対比は6億2,558万2,031円の増加となったわけでありまして、昨年度の決算の時に伺いいたしましたけれども、合併の初年度ということから、ゆったりと予算組みをしたと。要するに、幅広く予算組みをしたということで、執行残があったという説明があったと思います。

しかし、平成18年度については、さらにそれよりも6億円以上増加となっているような状況の中で、どのような分析をし、不用額について評価をしたのかどうか。これが1点目でありまして。

さらに、2点目といたしましては、この不用額が出ております関係上、特に執行部として経費削減対策等によりまして、具体的な内容というものはあったのかどうか。あるとすれば、その効果はどの程度経費削減に役立ち、反映したのかどうかということについて、2点目にお伺いをいたします。

最後ですが、これは特別会計も含めてのことになりますけれども、決算審査意見書の結びの中で、実質公債費比率につきましては、本年度18.5%について、今後の地方債発行については、市財政の健全性と将来的な財政負担に十分配慮されたい旨の指摘がありました。このことにつきまして、平成18年度決算を迎えた今日、市長はこれをどう受け止め、そして、どのようにお考えなのかどうか、市長にお伺いをいたします。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（平野哲也） それでは、財政課関係、合併による平成18年度の財源の効果ということでございます。

1点目は、地方交付税への影響額ということでございますけれども、本市では、合併市町村に対する国の財政支援措置でございますけれども、平成18年度の地方交付税で、本市におきましては総額で約18億7,000万円程度の措置がございました。これは、合併しない前と比べた場合に18億7,000万円ほど増ということでご理解をいただきたいと思えます。

内訳といたしましては、普通交付税でございますけれども、合併後10年間の間、合併前の旧市町村が合併しなかったものとして交付される、いわゆる合併算定替えによりまして約15億円が措置されております。

また、合併直後の臨時的経費に対する国の包括的財政支援措置といたしまして、これは合併後5か年間でございますけれども、この合併補正によりまして約1億3,500万円が措置されております。また、特別交付税でございますけれども、特別交付税におきましては、合併年度から3か年間にわたりまして措置されます包括的特別交付税措置によりまして、約2億4,000万円が措置されているものでございます。したがって、合計で約18億7,000万円程度の合併による増加ということでございます。

それから、2点目の交付金等への影響額ということでございますけれども、合併によります財源措置といたしましては、市町村建設計画に位置づけられました特定の事業に交付される国庫補助金の中で、市町村合併推進体制補助金、これは金額は小さいですけれども340万円ほどいただいております。それから、県から交付されますふさのくに合併支援交付金、これが1億4,000万円ございます。それから、交付金ではございませんけれども、平成18年度、市債というのを借りているわけですが、その中で合併特例債、まさに合併の市町村に貸し出される合併特例債というのがございまして、これは7本で14億8,510万円ほど借りております。これにつきましては、その元利償還金の70%が後ほど交付税で措置される。約11億円が交付される。借りた額の11億円分は、後年度で普通交付税に移行される。こういうものが合併に関連しての効果ということになるかと思えます。

続きまして、歳出関係でございます。

不用額についての検証で、経費削減対策による具体的な効果ということでございますけれ

ども、平成18年度一般会計歳出決算でございますが、先ほど、議員がおっしゃられましたように、予算額271億4,000万円に対しまして支出額が239億2,399万円、差し引き32億1,601万円の不用額、不用額というのは予算上の不用額でございますけれども、執行率は、この時点では88.2%でございます。これは、小・中学校の施設改修等の繰越金16億3,520万1,000円の、いわゆるそういった繰越明許費等のものも含まれておりますけれども、それ以外ですと、入札の執行残ですとか、あるいは不用額の主なものを申し上げますと、中学校施設改修事業とか、第二中学校改築事業あるいは病院事業会計の繰出金、これは3月に特交が決まるものですから、どうしても予算措置上、間に合わなくて、実際には2億円ほど病院繰出金が減になったんですけれども、予算はそのままだったということ。

それから、先ほども出ました文化の杜公園事業の用地取得ができなかった分ですとか、道路新設改良の用地関係だと思っておりますけれども1億円程度の残、こういったもろもろの残でこういった形になりました。

平成19年度への繰越事業分を除いた場合の実際の不用額、これにつきましては15億8,080万9,000円ということでございまして、繰越事業分を除いて考えた場合には、執行率は94%程度になります。例年ですと、先ほど議員が申し上げられましたように、執行率はだいたい平均95%くらいです。これから比べても約1%程度低いと。やや低かったなということで考えております。

また、歳出の経費削減対策による効果ということでございますけれども、これは予算編成時におきまして、全般的な事項としまして、各種事業の見直しあるいは経費の節減という形では指示をしてございますけれども、特に何を何%というようなものを行ったことはございませんので、そういった形で、特定の削減効果ということが出ておりません。

ただ、適正な執行ということで、なるべく予算的なものをむだに使うのではなくて、適正に執行してくださいということは常々言っているところでございます。

それから、平成18年度一般会計の認定についての中の市財政の健全化と将来的な財政負担への配慮ということでございますけれども、実質公債費比率ということもありましたけれども、一応、健全性というところだけは私の方から申し上げさせていただきたいと思っております。

平成17年度の実質収支額につきましては、一応、12億9,358万8,000円、いわゆる黒字でございます。それから、平成18年度につきましては、18億377万2,000円のいわゆる黒字ということで、一応、健全な財政運営ができたのではないのかなということで考えております。

また、将来的な財政負担ということでございますけれども、これも何回か申し上げており

ますけれども、起債の借り入れ等につきましては、なるべく交付税算入ということであるものというようなものを多く活用いたしておりまして、これは、先ほど申し上げましたように、交付税が70%入ったり、あるいは100%措置していただけたというものもございますので、そういうものを活用して、将来負担がなるべく軽くなるということで努力しているところでございます。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 税務課長。

税務課長（野口徳和） それでは、市税の収入についてお答えします。

決算書は18ページの関係です。

まず最初に、前年度比で収入済額の増加の要因につきましては、まず最初に、固定資産税の現年課税分におきまして、評価替えによりまして家屋の調定額ベースで10%減となったことによりまして1億3,470万円の減、また、都市計画税につきましても同様の理由によりまして1,360万円の減となりましたが、個人市民税の現年課税分において、定率減税の改正による増と給与所得者の所得の増により1億7,200万円の増、また、法人市民税現年課税分におきまして製造業を中心に業績が伸びたことによりまして、1億2,480万円の増となりました。このことにより、市税全体で1億5,100万円の増となったものであります。

次に、不納欠損額の減少につきましては、滞納処分の実施による時効の中断等によりまして1,499万円の減少ということで、9,898万円と不納欠損がなったものでございます。

次に、収入未済額の増加につきましては、徴収率につきましては、前年度より向上しましたが、未収額が増加となった。これはちょっと分母が大きいもので、若干未収額が増加になったということで、今後とも徴収に努力してまいりたいと考えております。

次に、不納欠損額となった処分事由、件数につきましては、不納欠損額9,898万円のうち、5年時効、18条第1項によるものにつきましては4,729件で8,285万円、3年時効、15条の7第4項によるものにつきましては791件で1,402万円、即時消滅、15条の7第5項によるものにつきましては34件で211万円となっております。

次に、市税滞納者への納税、納付の指導ということの成果のお尋ねでございます。

各納期後の督促状送付のほか、年4回の催告書の一斉送付、また、県税事務所との共同徴収、月2回の夜間納税窓口の実施や年5回の休日納税窓口の実施、また、年3回の休日徴収の実施、あるいは預金調査等の財産調査及び差し押さえ予告書の送付などで、差し押さえの滞納処分を実施してまいりました。実際に金額的なものということでお尋ねがございませ

れども、夜間納税窓口におきましては、平成17年度の実績が211件で、金額的には630万円、平成18年度は676件で1,447万円、また、休日納税窓口につきましては、平成17年度が83件の223万円、平成18年度が576件の1,482万円ということで、全体的には徴収率の向上につながってきたのではないかと考えております。

今後とも、収入未済額を減少するため、徴収体制を強化していきたいと考えております。以上です。

議長（嶋田茂樹） 市長。

市長（伊藤忠良） それでは、神子議員の最後の質問の中で、中央病院を含めた実質公債費比率が18.5%、これについて市長はどう考えるのかという質問がございました。

私は、率直に言いまして、財政の健全性を維持するというのが財政運営に当たっての一番の願いでありまして、そんな意味では、将来の子どもたちに負担を残さないような、そういった財政運営というものを常にお願いをしているわけでありまして。

かと言いましても、今の学校の耐震補強等を初め、やらなければならないことにはしっかりと対応していく。そして、先ほど、財政課長からも答弁がございましたように、いろいろな財源を使って、そして、少しでも市の負担が少ない、そういった中で、そういった事業に当たって取り組んでいきたい。そのように考えているわけでありましてけれども、ちなみに、平成18年度の起債について少し申し上げたいと思います。

起債の総額が27億250万円。これは、平成18年度に公債費として返還をした元金が24億3,000万円ですから3億円ほど増えているわけでありましてけれども、その内容でございますけれども、全部で26本ほど借入れを起こしています。26本の借入れの中で、合併特例債、これは先ほど財政課長からの答弁にもありましたように、70%を交付税算入がされるわけでありましてけれども、これが8本、そして、農林水産業債が3本、これは50%の交付税算入がされます。それと、消防債が30%算入される分が3本、それから、50%算入をいただける分が2本、さらには、9億5,740万円という金額は減税補てん債、それから臨時財政対策債、これは100%の算入ということになりまして、27億2,500万円を借り入れているわけでありましてけれども、市の持ち出し分といたしましては5億6,977万円、あとの分は、すべてそういった形で交付税で算入をいただけるわけでありまして。

さらに、平成18年度の借入れの27億円の中には、地域振興基金の分が5億8,990万円ございますから、それは貯金で残っているわけですから、実質上、市の持ち出しは全くない。そういった借入れを起こしているわけでありまして。そういった意味で、公債費比率として

は15.5%、これが市の数字でありますけれども、こういったものをしっかりと見ていただければ、我々が常日ごろ申し上げているように、将来にツケを残さない起債を起こす。そういったことで取り組んでおりますので、こういった姿勢を常に忘れずに、議員の皆さん方とも力を合わせながら、こういった問題に取り組んでいきたいと思っておりますので、中央病院のこれからの再整備の問題等があっても、私は、決してひるむ必要は無いただろう、そのように考えております。

そんな意味で、これからも健全財政に取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

24番（神子 功） 歳入につきましては分かりましたけれども、歳出につきまして若干お伺いいたします。

今ご説明がありましたけれども、不用額についての説明がありました。この中で、予算は組んだけれども実行できなかったということもありますし、確かに、職員の方の努力によって、経費削減ということで目に見えないけれどもあったということがうかがえる内容もあるかと思えます。決算委員会では詳しくお伺いしたいわけですが、今後につきましては、やはり予算というものは歳入の方は見込めるものを見込むと、そういったことの基本的な部分というのは承知しておりますけれども、歳出については、必要だから予算を組むと。

ただ、予算を組んだからといって、丸々何でもいから使ってしまえということについては、これは決してならないことだと思えますし、予算を組んだけれども、創意工夫によって、入札についてはなるべく安くおさめるように努力するための検討、そしてまた、具体的な対策ということも必要であろうかと思えます。そういった意味で、予算の歳出のあり方については、今後、ある程度、予算組みをしたならば、それは予算を組んだけれども経費の削減としてはこのようにやっていくんだという指針を出してやっていくということも必要かと思えますが、その点について、平成18年度決算を迎えるに当たって検討をしたのかどうか。検討をしていなければ、今、平成19年度がスタートしておりますけれども、途中で修正をして、平成20年度にはそういう予算の歳出あるいは予算の歳入の基本的な考え方に立ちまして、予算の健全な執行ということになっていただきたいと思っておりますけれども、その点はいかがでしょうか。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（平野哲也） 予算の執行に当たって、適正な予算の執行あるいは予算の編成に当たっての適正な組み方というご指摘かと思います。

先ほどちょっと申し上げましたけれども、一応、予算を組む時点では、予算編成方針ということで市の各部局には通知をいたしております。それとまた、担当者の説明会、そういった折には、基本的なことではございますけれども、例えば、職員で言えば、時間外手当はなるべく節減してくださいよとか、あるいは扶助費等についても、これは国庫補助金を受けて、必要最低限やらなければならないものはそうなんですけれども、なるべく単独分については見直してくれよと。あるいは、物件費ですね。これは、物を買ったり、あるいは光熱水費、そういったものでございますけれども、光熱水費については、特に、これは例年やっていることですが、今もやっておりますけれども、昼休みには電気を消しておりますし、そういった形でなるべく節減に努めてくださいよとか、あるいは、小さいことですが、コピー用紙等も節減してくださいとか、そういったもろもろのことを各課に示達をしまして協力をいただいております。

ただ、先ほどございましたように、予算がやはり、今年については不用額が多かったという点は多少反省しております。というのは、本来であれば、3月末である程度見込みが立てば、いらぬものはいらぬということで減額を組んで、そうやってできれば一番いいんですけれども、ただ、先ほど申し上げましたように、特別交付税の決定がたしか3月末だと思います。そうしますと、中央病院にお出するものなんかも、額がまだその時点では決まらないということで、そうしますと、今年なんかも、それだけで2億円くらい予算が余ってしまったと、そういうこともございますので、それは常にご指摘の点を念頭に置きながら、これからまた予算編成あるいは予算執行に努めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

24番（神子 功） 今、お話をいただきました。

結果的に、予算を組んだならば、やはり評価をすべきだと思うんですね。ですから、こうしなさいということがあった場合には、それがどうなったかということが予算を執行して、決算にはそれが反映できるということがこれからも必要だと思いますので、そういった意味では、そういう見るものが無いものですから、ぜひそういったふうにしていただきたいということでございますので、これについては、また決算委員会で議論をしてまいりたいと思

います。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

24番（神子 功） 平成18年度旭市国民健康保険事業特別会計決算につきまして、1点だけご質疑を申し上げます。

この国保会計につきましては、毎年というように、不納欠損あるいは収入未済額というものは増加傾向にあるということは否めない事実でございます。平成18年度につきましても、そういったことで増加が見られておりますけれども、この対応というものはなかなか難しいという面がありますけれども、こういった不納欠損額の増あるいは収入未済額の増というものにつきまして対応は難しいわけでございますけれども、これを削減していくというようなことについて、市の方としては、平成18年度決算を迎えることに当たりましてどのように対応をお考えなのかどうか、1点だけお伺いをいたします。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

税務課長（野口徳和） 不納欠損及び収入未済額の増加を抑えるためというのは、なかなか効果的なものはありませんけれども、新たな滞納者を増やさないようにするため、納期内納付の推奨、それから口座振替の推進、延滞金徴収及びその周知を行っておりまして、納税はその他の債権よりも優先して支払うという重要なものだという意識を今後も広めることが必要かなと思っております。

また、高額滞納者につきましては、財産調査を行って、資金余力があるのに支払わない滞納者、あるいは差し押さえ等の滞納処分を行うということで、厳しい姿勢で臨むことが必要と考えております。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

24番（神子 功） これはかなり難しいことで、市民の認識というものがなければ解決の

方法にはならないというのが結論だと思いますけれども、市税にも言えることですし、国保にも、あるいは税というものについては全般的にそのようなことが言えますけれども、今、市税の関係では大変ご努力されまして、1年間のうちに昨年度よりも徴収についてかなりご努力されて、その成果が上がっています。これが上がらない時には不納欠損に至るまでの中では差し押さえという方法もあるんですけども、そういったことについて、今回、国保の関係についてはそういったことがあったのかどうか。また、どうしても支払いができないということについて、減免とか、あるいはその他、相談に応じたことがあるかどうかにつきまして、簡単で結構ですからお伺いをいたします。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

税務課長（野口徳和） お答えします。

国保税につきましても、平成18年度は国保単独ではなくて市税と合わせてですけれども、国保税の方も差し押さえの方をやっておりますけれども、実際には充当する金額が出なかったと。差し押さえた金額については、国保税については、平成18年度は275万円ということでございます。

国保税を減免にする金額はございません。

（「いいです。ありがとうございました」の声あり）

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第2号の質疑を終わります。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

24番（神子 功） 平成18年度旭市介護保険事業特別会計につきまして、2点お伺いいたします。

議案第4号につきましては、課長の方から詳しく説明があったわけですが、介護

サービスに対する決算から見た状況の中で、今後、ニーズが増えてくるというふうに判断ができるわけですが、平成19年もスタートしておりますけれども、そういった意味で、いろいろなサービスがありますけれども、このニーズに対応していくためには現状把握が必要かと思えます。その中で決算を迎えた今日、この現状把握としてどのようなニーズがあるのかどうか、概略で結構でございますので、お伺いしたいのが1点。

それから、議案第1号、議案第2号でもお伺いしていますが、不能欠損並びに収入未済額ということで、これは介護保険ということができてから、まだ間もないわけでございますが、そのような状況にある中で、やはり、これについても対応が難しいと思えますけれども、この辺の対応についてお考えがございましたらお伺いをしたいと思います。

以上、2点だけお願いします。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、決算から見た現状把握、ニーズの対応ということですが、ご案内のとおり、旭市では高齢化の進展とともに、介護保険のニーズは年々高まっております。認定者数でこれを見ますと1,954人、前年度に比較しまして52人の増、また、介護保険給付費の方は前年度と比較しますと0.7%の増ということで、制度発足以来、ずっと右肩上がりの状況が続いています。

このことは当市だけの傾向ではなく、全国的なものというようなことから、国は、平成18年度からスタートした第3期介護保険事業計画の見直しの中で大幅な制度改正を行っております。中でも、予防重視型システムの確立を目指し、新予防給付の創設、地域支援事業の創設をしました。また、新たなサービス体系の確立として、地域密着型サービスの創設や地域包括支援センターを設置し、地域に密着したきめの細かい支援体制を整備していく必要があるというふうにしていきます。高騰を続ける介護会計においては、居住費、食費の見直しや第1号被保険者、第2号被保険者の負担率の見直しなども同時に行っております。このようなことから、旭市でも、地域支援事業、地域包括支援センターなどの充実を図り、予防事業を積極的に展開しているところです。

また、市内の施設の入所希望の状況ですが、在宅における独居及び高齢者のみの世帯で要介護度4及び5、いわゆる重度者の人数ですが、平成19年8月現在で8人というような状況です。

しかしながら、入所志向が高い傾向もあることから、地域密着型サービスにおいて認知症

対応型グループホーム1施設、小規模特別養護法人ホーム2施設を計画に位置づけまして、現在順調に整備されつつあります。

今後も、介護保険制度のみならず、一般会計も含めて予防事業に力を入れていく所存であります。そのためには、地域の民生委員やボランティア等のご協力をいただきながら、さらに地域で支え合う仕組みなども必要だというふうに考えております。

2点目の不納欠損及び収入未済額に対する対応ということでございますが、ページの方は、決算書の441ページの方になりますが、現年度分に限って説明させていただきますと、現年度分の収入未済額は、上から5行目になりますけれども978万8,491円という数字です。これは、調定に対しまして1.8%に当たりまして、現年度分の収納率全体は98.2%ということになります。このことは、ご案内のとおり、年金収入が年額18万円以上の方は特別徴収ということで年金から天引きされるといったような背景もございます。その1.8%に当たる分についての収入未済という形が主なものなんですけれども、普通徴収の対象者というのは、今ご説明のとおり、18万円未満の低所得者で、過年度分については、さらにその中でも生活困窮者が非常に多くなっているということが原因であります。

同時に、不納欠損については、税と違いまして、時効が2年ということで、保険料ですので短いというようなこと。それから、先ほどの理由等に加えて、あと本人の死亡、転出等により徴収困難ということになっています。

今後の対応としましては、今まで同様、臨戸徴収等に力を入れるとともに、新たな未納者を出さないために収入のある世帯に対して介護保険制度の理解を求めるとともに、口座振替等を推進していきたいというふうに考えています。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 税務課長。

税務課長（野口徳和） 先ほど、議案第2号のところ、差し押さえ金額を申し上げましたのは、参加差し押さえの金額275万円でありまして、これは、実際うちの方がやった本税の方の国保税ですけれども、金額で4,940万円の差し押さえをしております、充当が133万円です。追加させていただきます。失礼しました。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第4号の質疑を終わります。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

24番(神子 功) 平成18年度旭市下水道事業特別会計決算につきまして、1点だけご質疑申し上げます。

決算書によりますと、この下水道関係の事業につきまして、平成18年度につきましては、処理区域内の水洗化率、これは前年度比0.3ポイント低下の状況にあるということで、下水道事業の決算ということについて、範囲は広がるけれども水洗化率は落ちていくという現象が見られているかと思います。そういったことで、このような状況について、事業を毎年毎年行っていくわけですけれども、このような決算を迎えておりますが、水洗化率が0.3ポイント下がったということについて、これからの対応ということについて、どのような検討をされたのかどうか、考え方についてお伺いをいたしたいと思います。

議長(嶋田茂樹) 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

下水道課長(中野博之) お答えいたします。

公共下水道事業につきましては、平成18年度には4.2ヘクタールの整備を行いまして、平成18年度末では、処理可能な区域は145.9ヘクタールに、処理可能な人口は平成17年度末より231人増加しまして5,305人に、接続済みの人口は111人増加いたしまして2,926人となったところでございますが、処理可能な人口に対する接続済みの人口の割合である水洗化率につきましては55.2%と平成17年度末の55.5%より0.3ポイント低下しました。

この低下の理由でございますが、供用開始区域面積の拡大による対象人口の増加率まで接続済み人口の増加率が達しなかったためでございます。

なお、平成19年7月末時点での水洗化率につきましては、55.9%となっております。

今後も、未接続の方々に速やかに接続していただくよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長(嶋田茂樹) 神子功議員。

24番(神子 功) ただいまご説明をいただいて、平成19年度については、それを解消すべく、若干ポイントが上がっているということでご努力をいただいておりますが、単年度で整備をした場合に、当然、面積が広がるわけですけれども、それについて、並行して水洗化率を上げていかなければいけないというようなことを考えていかなければいけないわけですが、

そういったことで、今、私の方から範囲は拡大するけれども、水洗化率が落ちてしまうということが毎年毎年恐らく続くと思うんですね。ですから、単年度について、いわゆる現状維持、さらに水洗化率を上げるためには、どのようなことが望ましいかという検討が、やはりその中で必要かというふうに思っておりますけれども、平成18年度については、そういったことを努力されたけれども、できなかったというふうなことで判断してよろしいのかどうか。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

下水道課長（中野博之） 先ほどの回答におきまして、平成19年度7月末時点のご説明をさせていただいたところでございますけれども、接続される方々につきましては、整備を行った後、早急に接続していただく方、また、ある程度の時間を置かれて接続していただく方等々、それぞれ時間差がございます。その中、平成19年度7月時点というところにつきましては、平成18年度末の処理可能区域とイコールの面積の中でこれだけ接続をしていただいたということでございます。

今後の対応といたしましても、処理区域の拡大を順次図っていく中、未接続の方々には下水道というものにつきまして、生活衛生環境の向上、集合処理により一元化の処理によるメリット、改造資金の補助制度、改造工事などで融資を受けた方に対する利子補給制度等々のことを十分に説明いたしまして理解をいただき、接続をしていただくように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

24番（神子 功） 担当課長につきましては、代わられたばかりで答弁に大変苦慮されていると思いますけれども、要は、1年のうちに拡大が決まるわけです。そうすると、当然、時間の時差がありますので、時系列から見ると、現在の範囲の中で加入促進をしていかなければいけないことと、それから、新しく拡大をした中でも拡大をしていかなければいけないと、二通りあるわけです。ですから、年度年度に水洗化率が下がるということは、現状の中で既存の中で増やしていくということと、拡大した中で増やしていくという二面性があったにしても、拡大していくためには両方のことを通年型でどうしていくかと検討しなければ、拡大したけれども下がってしまうという傾向がずっと続くのではないかとということで、私は質疑をさせてもらいました。答弁は結構ですから、その点が私の質疑の趣旨でございますので、また決算委員会の中でご質疑申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第5号の質疑を終わります。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案の質疑は途中でございますが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 0分

再開 午前11時14分

議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の質疑を行います。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

24番（神子 功） 議案第7号につきまして、1点だけご質疑申し上げます。

平成18年度につきましては、建設改良に伴いまして、普及率の向上ということで1.7%のアップという、そういう結果になりました。この建設改良に伴いまして、効果というものについてはどのように判断をしているのかどうか。普及率の向上のための取り組みについては、平成18年度はどのようにされてきたのかどうか、1点だけお伺いをいたします。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

水道課長（堀川茂博） 初めに、平成18年度の建設改良に伴う効果について申し上げます。

平成18年度は、配水管のループ化工事を八の十日市場地先及び後草地先において実施いたしました。これにより、配水管末における水質改善及び水圧の安定供給が図られるようになりました。

また、配水管末整備箇所の道路改良工事等に合わせて、将来、需要を見込み、先行工事と

して口の新田地先に配水管を布設いたしました。

次に、普及率の向上のための取り組みについて申し上げます。

広域水道企業団の高度浄水処理施設が平成18年3月に完成したことによりまして、4月よりお客様に満足ができるおいしい水をご利用していただけるよう、広報等により、全世帯のお客様へPRをし、一方で、宅内へ引き込みがなされているにもかかわらず、未使用者へのはがきによる加入促進あるいは未加入者への戸別訪問により普及率の向上に努めてまいりました。

付け加えさせていただきますけれども、行政区域内人口の減少も普及率のアップの要因となっていることを加えさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第7号の質疑を終わります。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

24番（神子 功） それでは、議案第8号、病院事業会計につきまして、1点だけご質疑申し上げます。

議案書の15ページに事業の報告が記載されておりまして、説明をされたわけでございますけれども、平成18年度につきましては厳しい状況の中で、材料費についてかなり削減に努力したということが大きな要因となっております、それが結果的に予算を上回る当期利益金として3億236万5,000円ということで計上することができたというふうに締めくくってございます。

先ほどの一般会計の中でも話がありましたけれども、病院の関係につきましては、補助金並びに交付金が2億円余り予算から考えた場合に入らなかったというような状況もありますけれども、それが入ってくると、これにプラスされる要因になるわけでありまして。

しかし、一方では、本会議でも議論になりましたけれども、平成18年度につきましては、いわゆる病院からの派遣会社への委託契約によりまして3,500万円なるものが結果的に持ち出されるというような状況にもなった平成18年度でございます。

そういったことを考えますと、この経費削減というものがいかに大事かということの考え

方になるわけでありませけれども、経営の健全化ということについての評価につきましては、材料費はもちろんでございますけれども、そのほかにどのような評価をしているのかどうか、全般的にお伺いをいたします。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

病院経理課長（鈴木清武） 答弁申し上げます。

病院全体を挙げての医療材料、それから薬品の標準化、それから材料費の圧縮という経営改善目標を各科医師の協力を得て材料の品目の統一化を図り、さらに医薬品と診療材料の価格交渉等を実施し、その結果、当期利益が上がったわけであります。

具体的に申し上げますと、材料費で平成17年度と比較して2億7,400万円の減、それから内訳としましては、薬品費で8,900万円の減、それから、診療材料費で1億3,700万円の減、給食材料費で2,200万円の減、医療消耗品費で2,600万円の減というような結果になっております。

このような経営努力を行うことにより、患者様のサービスの向上に寄与するというふうに病院としては確信しております。

それから、給料については、先ほども申しましたように、これは、給与費が減って、それからそれが経費の方ということで、派遣社員がそのようになっております。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

24番（神子 功） 平成18年度の決算を迎えまして、これまでの経緯を見ますと、一けた億円台というのは最近だと思えますね。いわゆる10億円以上の当期利益が上がってきたと、そういう状況の中で、平成18年度は3億円台になったと。このまま推移しますと、やはり、かなり今、経費を削減しても、なかなか削減が困難になるだろうというようなことが今のご説明の中で伺えるわけであります。

そういうことを考えますと、本質的に、経営のいわゆる改革ということを行なうのであれば経費の削減というのはどうなのかなというふうに考えるわけですが、その辺について、現在検討されているような状況があれば、これは整備計画ということもありますけれども、人員の削減とか、あるいは人員の増とか、いろいろなことが考えられますけれども、経費削減、健全経営ということをお考えた場合にはどのように進めた方がいいのかどうか、検討されておりましたら、その内容をお伺いしたいと思っております。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

病院事務部長（伊藤敬典） 経費の削減について、病院で考えていることがあるかということですが、まず大きいものは、薬がだいたい59億円とか材料費、こういったものが一番大きな要因であります。あと、人件費は、これについても当然削減すべきものであります。定数管理をきちんとやっていくということは必要になりますが、まず大きなものは物件費的なものを削減していくことが一番大きな効果ということで、今は科ごとの、例えば診療原価の計算について取り組むとか、それから、薬の値引き交渉、診療材料の値引き交渉、そういったものを強力に進めているというのが現状でございます。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第8号の質疑を終わります。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

24番（神子 功） 議案第10号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決について、1点だけご質疑申し上げます。

今回、9ページに載ってございますが、説明でもありましたけれども、国庫支出金の中の消防費の事業補助金ということでご説明がございました。その内容につきましては、不採択になったために減額ということでご説明がありました。この不採択になった理由というのはどういった理由なのかにつきましてはご説明がありませんでした。その点につきまして、どういう理由で不採択になったのかどうか、この経緯につきましてお伺いをいたしたいと思っております。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

消防長（佐藤眞一） それでは、お答え申し上げます。

消防本部の平成19年度の国庫補助金につきましては、救助工作車と救助用資機材、この二つを要望いたしました。また、要望に当たりましては、事前に県と十分協議をいたしまして、県の方も、この2件は絶対大丈夫だろうというような返事をいただきまして、国庫補助の要望を行ったわけでありまして、

しかしながら、救助用資機材につきましては採択されましたけれども、救助工作車については不採択となってしまいました。

今、常備消防の補助金については非常に厳しいものがございまして、国の補助金が付くものにつきましては、緊急消防援助隊の装備の器具、これだけについてのみ補助が付くことになっております。そして、補助金は基準財政額の2分の1ということになっておりまして、しかしながら、この枠につきましても非常に限定されたものであります。そういう関係から、県の方の配分も非常に少ない。また、そういった中で、これが通れば2分の1の補助をもらえるということで、やはり要望も非常に多いわけでありまして。そういった中で、救助資機材は採択となりましたけれども、工作車については不採択と、そういう結果になってしまいました。

また、私の方で不採択になった理由について、県に質問したんです。そうしたら、県の方は、旭消防は2枠出していると。しかしながら、枠が少ないので、金額の多い方、これは救助用資機材でございますけれども、この方に補助金が付いたと、そういう回答でありました。

ちなみに、補助金の金額でありますけれども、救助用資機材につきましては、基準額が2,613万円、この2分の1でありますから、1,306万5,000円という補助金が付いております。そして、救助工作車につきましては2,350万8,000円、これが基準額でありまして、補助金が付けば、予算書の方にも記載してございますけれども、1,175万4,000円という、救助資機材の方が131万1,000円多いということで、この方が採択されたという回答でありました。

以上であります。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

24番（神子 功） そうしますと、今回は2件の補助金申請を出したということと、常備消防については、なかなか今後難しいような状況があると、そういったことが加味されて、結果的に高い方の補助金を通ったということだと思っておりますが、そうしますと、今後、常備消防あるいは非常備消防になるかも分かりませんが、この消防車両につきましては、補助金が非常に難しいというようなことで判断をしてよろしいのかどうか。あるいは、1年に一つだ

け補助が必要であれば、一つくらいを検討しながら出していった方がその辺は可能かどうか。この辺についての検討はいかがでしょうか。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

消防長（佐藤眞一） 今後の補助金の関係でございますけれども、緊急消防援助隊以外の装備につきましては、国からは一切付きません。消防車も救急車も付きません。

ただ、消防車、救急車あるいは先ほど申し上げました救助工作車、これについては、この枠があった場合には緊急援助隊登録をしてある車両については補助金が付く可能性があります。

ただ、国の方はありませんけれども、救助工作車につきましては、今、県の方の補助の追加要望を出してありますので、これが採択されるかどうか、まだ返事がございません。ただ、消防団車両につきましては、常備消防の車両とは違いまして、やはり国の補助あるいは県補助というものが今後も付いてまいります。

以上であります。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第10号の質疑を終わります。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

滑川公英議員。

8番（滑川公英） 議案第11号、平成19年度旭市病院事業会計補正予算の議決についての中で、3月に本予算を議決しているわけですが、なぜ本予算の中に計上できなかったものなのでしょうか。

これというのはソフトなもので、時がたったからといって、今、資材が急騰しているように急騰するわけではないと思うんですが、なぜ大幅に1億7,000万円、2年にわたり3億5,000万円くらいのアップになったのか、お尋ねしたいと思います。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

病院事務部長（伊藤敬典） なぜ、今回補正にしたかということでございますが、理由は二つございます。

一つは、実施設計の額をなるべく実際に近い数字で算出するためであります。

それから、もう一つでありますけれども、これまで再整備に関しましてはマスタープランの作成から基本計画、基本設計と進んできておりますが、その都度、議会にご審議をお願いするという趣旨から、今回も補正をお願いをしているものでございます。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） 今、二つほどお願いしたんですけれども、これはソフトだと思うんですよ。だから、資材でないのに、なぜこんなに大幅アップになったのか。その理由をお聞かせ願いたいんです。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

病院事務部長（伊藤敬典） 今、議員がおっしゃったのはアップになったということでしょうか。アップではありません。今回初めてお出しをするものですので、これはアップではありません。要するに、実施設計額として、今回、トータル3億1,000万円余りで2か年の継続事業で、今回では1億7,000万円余りの補正をお願いするものでありまして、今回、初めてお出しする額でありますので、アップではありません。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） 5月に提案されました基本計画書にも出ていましたよね。その辺であれば、例えば、前々からもう既にこういうことが分かっているのであれば、先ほども言いましたように、なぜ本予算の時にもそういうことを出していなかったのか。

ただ、今、詳しくは分からないと言ったんですけれども、例えば、これにつきましても、本体工事が分かっているれば、それに対する、例えば設計料というのは何%と分かるわけですから、基本的には分かっていたわけではないでしょうか。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

病院事務部長（伊藤敬典） 設計額の出し方というのは、基本的には建物の工事費、これがベースになるということでありまして、ですから、だいたい概算ではもちろん計算はできるわけでありましてけれども、今回、補正の間近の数字をもって計算したもので補正をお願いしているものでございます。

以上です。

(「分かりました」の声あり)

議長(嶋田茂樹) 滑川公英議員の質疑を終わります。

続いて、神子功議員。

24番(神子 功) 議案第11号、平成19年度旭市病院事業会計補正予算の議決につきまして、ご質疑申し上げます。

私は、今回、補正に組まれました再整備事業実施設計料ということで、基本的なことの確認のためにご質疑をしたいわけであります。

全員協議会で内容的には説明をいただきましたけれども、その経過の中で、いわゆる今回、設計をしようということについては300億円を超える建屋を含めた新病院を建てようと、そういう前提の入りの部分ですよね。それには、いろいろ書いてありますけれども、これまで病院が抱えている問題というものは、そこに踏襲されていると思うんですが、その問題点について、例えば、具体的には300メートル長い距離を云々とか、いろいろ書いてありますけれども、その問題点を抽出して、その問題点がどうすればいいかということが設計あるいは本設計に反映して、それが建屋に変わってくる。そこには、入るものも当然設備として、あるいは什器備品等が入ると、こういうふうの流れとしてはなるわけです。

そこで、今回、設計料ということで組まれましたけれども、基本的な整備をするために説明をいただきました。しかし、その説明というものは、この計画書に書いてある内容の詳しい説明がなかったんですね。要は、私ども素人ですから、その辺、よく分かりませんが、そういったことを考えますと、問題点がこれで、その問題点を、例えば医療器具に置き換えた場合には、設備をこれだけそのために入れるんです。それが60億円かかります。メンテナンスは必要ありませんとかということであれば、よく分かるんです。ですから、例えば、救急患者については、今、救急棟に運ばれてくる、あるいは救急に行く重症な患者についても、取りあえず入院するところが無いから、また別の病院に行ってくださいと。要するに、夜は泊まれないと、そういった問題点もあることは、私も知っております。それが計画の中には入っています。そういった説明が詳しくは要りませんが、そういった問題点というのが分からないんです。

そういうことで、老朽化に伴って、設備はそのためにもこういったものを購入する。要するに、比較対照ですね。それから、職員については、資質を上げるために、今後こうしていく。それから、健全経営するためには、民間活力を導入してこうするんだというのが見えてこない部分が私にはあるんです。ですから、今回、設計をする入りの部分で、その辺が比較対

照となるもの、そういったものについて現在あるのでしょうか。あれば、お示しをいただいて、議員の皆さんに検討していただくということがなければ、ちょっと実施設計ということが本当にいいのかどうかというのが分からないと、そういったことに結びつくと思うんですけども、その点、現状の問題を抽出して、それをどのように対策していくかということが実施計画に持っていくと。それで設計をして、316億円何がしの病棟を建てるんだということに流れとしていかなければおかしいのではないかというふうに思う1人ですが、その点はいかがでしょうか。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

病院事務部長（伊藤敬典） お答え申し上げたいと思いますが、非常に基本的な部分から実施設計の細かい部分までのお話でありまして、なかなかお答えすることが難しい面もあります。

ただ、今回、実施設計は、基本的な基本計画に基づいて、それを設計に落とすという作業でありまして、ですから、その中では、例えば手術の部屋が今12しかないものが15になるとか、そういう具体的なものが基本設計の今これから進めていくもの、それから、実施設計でさらに詳細にしていくものであります。

それと、今回、なぜ病院の再整備をするかという問題は少し切り離してご理解をいただいた方がよろしいと思いますが、一言で言ってしまうと、今のままの病院では、これからも経営をしていくことが難しいという認識があります。近隣の病院ですと、医者がいなくて診療機能がだいぶ落ちております。そういう点では、旭中央病院は、これまで培ってきたものがありますので、医師の確保という面では、もちろん今の努力もありますけれども、何とか間に合うといえますか、何とかできている状態と。しかし、今のままでも耐震性の問題とか、それから、効率性の問題とかいろいろな問題があります。要は、ここで病院の魅力を高めていくようなことをしていかなければ、いつまでも安定して市民に医療サービスの提供ができないという状況になってきているというのが、今回、再整備の一番の出発点のところであります。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

24番（神子 功） それは分かるんですよ。話が食い違っても分かりませんが、要は、新しくして魅力がある病院にしたい、住民サービスをしたい、安心安全で医療が受けら

れるようにしたいというのが、これが最終的な狙いですよね。今は何かといった時に、300メートルもの、看護師とか、迷路で問題があるということもあるし、それから、放射線のあの施設は本当にあれでいいのかどうか。新しいものを導入する時には、あのままではしょうがないよと。これもよく分かるんです。では、何が不足しているんですかということなんです。要は、今のままでは放射線を利用する方々が、1日、例えば500人とします。そんなにないと思いますけれども。それを新しくした場合には、この機械を導入すれば、1日500人ではなくて600人になるんですよということがなければいけないんじゃないですか。ということは、効率が上がるわけですよ。したがって、人を受け入れることができるので、収益がこのくらい上がるんですよと結びつかなければ、絵にかいたもちじゃないですか。そういったことを私は聞いているんです。

したがって、現在の状況では、今、事務部長が言われたように問題があるんです。では、どんな問題があるんですか。現在のままでは、これが不足していますよ。設備がこれが不足していて、これを導入すれば効率がこれだけよくなるんですよ。人をこのように教育すれば、こうなるんですよ。数値で表すようなことが全く今分からないんです。分かるようなことを示さないと、これが本当にいいかどうか分からないんです。

したがって、確かに316億何がしかかかるといのは、計算上、分かります。分かるけれども、内容が分からないんですよ。60億円は、いろいろ羅列してあります。何でそれを買う必要があるんですか。分からないんですよ。例えば、オールナイトの患者を1泊泊まらせたい。ここにも書いてあります。今現在ないから、何人がそこの病棟に入ることができるんですか。分からないんですよ。そういったことをきめ細かにやった上で、この実施設計というものが長年の中で来たんだよということであれば分かるんです。あとは、計算上は専門的にAがシミュレーションしたのと、Bの方がシミュレーションしたのと違って来るでしょう。ならば、それはAに頼んで、Bに頼んで、一番いいシミュレーションはどこかということ再度検討しなければいけないんじゃないですか。そういったことを、この補正について、私は根本的な入り口から聞いているんですよ。一般質問ではありませんけれども、その点に立たないと、本当にいい設計ができますかということをお聞きしているんです。

したがって、要は、現在、こういう問題があって、それが数値の上でこうなって、それをやることによって、結果、こういうような効率になって、したがって、将来的には収益も上がり、しかもサービスができて、患者もいいし、その病院もいい経営ができるという流れを示してください。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

病院事業管理者（吉田象二） 大変重要なお質問だと思います。

実際は、細部にわたりまして、これくらいのヒアリングといいますが、各部門の意見といいますが、データというのがあるわけで、それを簡単に示しますと、病院の収入というのは、検査、それから入院、いわゆる入院料ですね。入院の場合は入院料、それから検査、薬品、診療材料、そのようなことがいろいろ入っておりますが、トータルで考えるべきことであるというふうに、一番簡単なのは、要するに、単価がどうなって患者の数がどうなるという掛け算をすればだいたいの収入見通しができると、こういうふうになっております。ということで、この計画にもそのような形でお示ししてあるわけでありまして。

個々のことにつきましては、各部門、現在不足しているような機能というのは限りなくあります。それをいちいち全部お出しした方がいいのかどうかということにもなりますが、例えば放射線、診断部門、これは既に面積がございませんので、新しい機械を入れようとしても入れる場所が無い。それから、治療につきましても、今非常にいい機械、ピンポイントで放射線治療のできる機械もできておりますが、これも現在の建物では入れる場所が無い。これから放射線治療なんかは非常に進歩するはずでありまして、手術がその分、少なくなるんじゃないかとも言われておりますが、このようなことで、そういう場所があります。

救急につきましても、何人入るか分からないとおっしゃいますけれども、ちゃんとあそこにはオーバーナイトベッド15床というふうになっておりますので、少なくとも15床はそこにはオーバーナイトとして置けるといふような計画でございますし、病棟一つ一つにとりましても非常に問題点があります。もしあれならば、個々につきましてご説明申し上げてもよろしいかと思っております。

それから、手術室につきましても、今、うちの病院の特性がもしれませんが、時間外手術というのが非常に多いものですので、何時から始まって何時に終わりますよという手術ばかりだと非常にいいわけですが、中には救急で飛び込んできたり、あるいは手術の時間が長引いたりというようなことで、今12室ほどございますが、それを今度、15ないし16室に増やしてというふうなこともございます。これも、理想的な数と予算上の数、予算ですから予算は限られておりますので、なるべく予算を使わないでということで、そういう数についても検討しておりますし、これを効率よく動かすには、これは隣に血管撮影装置を置いたらどうか、そのようなことも当然検討してございます。

その他、エネルギーのこと、廃棄物のこと、すべての面で検討しておりますが、そのすべてのことを出せといっても、今用意しておりませんので、ご必要があれば、また検討したいというふうに思っております。そのエッセンスというんですか、どこまで具体的にお出ししたらいいのかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

24番（神子 功） ご答弁ありがとうございます。

要は、そういった内容が数値に置き換えられて、そういったことも全部クリアをして設計に至っているということが、今お話を聞いて分かるんですね。

ただ、具体的には数値をお示しをいただいているものではないものから分かりませんが、やはり、そういったことが根底にあって、そういった検討を踏まえてこなければならぬということは基本の基本だと思います。したがって、今、病院事業管理者の方からお話がありましたけれども、そういった配慮があるということは一応分かりましたので、そういったことを踏まえて、現在あるものについて、例えば放射線でも結構です。事例を挙げて話しましたけれども、現在、1日に最大限何名できるものがこういったことになるよということについても検討の中には入っていると。一例ですけれども、入っているというふうに判断してよろしいでしょうか。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

病院事業管理者（吉田象二） おっしゃるとおりです。特に高額機械につきましては、購入前からこれを入れると幾らで、1年後の検証で何人やりました。これでどれだけ収入が上がりましたという計算がございますので、そういうふうな形で今後の計画を立てていくということでございます。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第11号の質疑を終わります。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

24番（神子 功） 議案第12号、平成19年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決につき

まして、2点ご質疑申し上げます。

今回の補正につきましては、4ページに書いてございます料金改定に伴う増額。さらには、6ページにありますように、資本的支出の中に含まれている内容という、そういったものが今回の補正の内容でございます。

そこで、この料金改定に伴う増額によって補正をするということについては、具体的にはどのように考えればよろしいのかどうか。また、料金改定によって増額をするということについては、見込みだと思えますけれども、その辺のところも含めてお示しをいただきたいということと、歳出につきましては、それぞれボイラーの改良工事、そしてまた、厨房備品の云々ということで掲げてありますけれども、詳しくご説明をいただきたいと思えます。

なお、5ページに掲げられております宿舍経営につきましては158万円ということで、臨時職員の増員ということでありまして、この臨時職員とはどういう方々の増員になるのかどうか、お示しをいただきたいと思えます。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

飯岡荘支配人。

飯岡荘支配人（野口國男） それでは、お答え申し上げます。

初めに、料金改定に伴う利用収益の増額についてでございます。

これにつきましては、現在、料金改定の方を1月15日から新たに実施していく予定で現在進めておりますが、この中で、この算出の基礎につきましては、予定しております1月から3月の宿泊者数を4,341人ということで見込んでおりますけれども、そのうちの1,955人を対象にしたものでございます。この理由ですけれども、対象としなかった2,386人につきましては、学生の合宿あるいは素泊まりの方がこの1月から3月は非常に多いということで、この分を差し引いて算出したものでございます。

増加額を1人1,000円ということで見込んだわけですが、今後、改修工事が終わりましたら想定しております食事料にはまだほど遠いわけですが、それへのスライド期間といえますか、十分な周知期間を設けてみたいというようなこと。すぐこれに飛びつくような形で販売促進を進めたいと思えますけれども、現在、考えられる点につきましては、この1,955人で1,000円程度ではないかなということの算出の基礎でございます。

それで、これに伴う費用でございますけれども、いわゆる施設の改善に伴いまして、ソフト面での充実を図るというようなことで、この費用の方につきましても補正をさせていただ

きました。

まず、賃金の増加ですけれども、現在、臨時職員の方を考えております。やはり、レストランサービスを今後充実させたいというようなことをごさいますして、現在の人員の中では、この料飲サービスがうまくいくことが非常に難しいというふうに考えられますので、主にレストランサービスの方を臨時職員で賄いたいと、こういうことと考えております。

そのほか、新しくレストランをオープンするわけをごさいます。販売促進等の広告宣伝費等もこの中で見させていただいております。いわゆる印刷費あるいは広告宣伝等がこの中に入っているものでございます。

一方で、資本的支出の方ですけれども、今回、1,369万円の補正ということをごさいます。この主なものですけれども、備考欄にボイラー工事等と書いてございますけれども、一つは、ボイラー関係で定期点検の中で指摘された事項がございますので、この改良工事を行うものが一つでございます。

そのほか、屋内消火栓が設置してございますけれども、この定期点検の中でも配管等の老朽化が進んでおりまして、これを早急に改良するものでございます。

資産購入費の厨房用の備品につきましても、やはり現在、厨房の方で技術指導員の方に指導していただいておりますけれども、現在のレイアウト等では非常に無理があるというようなことをごさいますし、また、設備的にも冷蔵庫等が足りないというようなことで、これを補正するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

24番（神子 功） 今、4ページの説明がありましたけれども、料金改定に伴う増額ということで、来年の1月15日から実施をするための補正だというふうに受け止めたわけでございますが、学生の合宿以外は1,955人を見込んで1人1,000円という見込みの内容でございました。これについては、9月に補正を組んだ方がいいのか、あるいは間近で組んだ方がいいのかどうかという議論がありますけれども、今回、組んだ理由というのはどういうことなのでしょうかとこのところに来るんですけれども、その点は、特に理由があったのでしょうか。これが一つ。

それから、5ページの臨時職員の増員による内容については、レストランサービスをするために、今後の対応ということで、今のままでは難しいために、これを補正したんだという内容がありましたけれども、そうしますと、臨時職員の方々のいわゆる指導といたしますか、

レストランサービスをするための基本的なマナーとかいろいろありますけれども、そういったことについては、今後どのように考えていくのかどうか。さらに、この臨時職員という方々については、年齢とかという、そういったことについての配慮をするものなのかどうか、この点をお伺いしたいと思います。

さらに、6ページについては資本的支出になりますけれども、これからレストランを新しく迎えるということが当然来るわけですけれども、定期点検によってボイラー設備の改修、改良工事が今回行われるということですが、全体的な設備というものはどのような状況ですか。というのは、新しくなって、それから名称のことも議案に載っておりますけれども、そういったことも新しくなったことから、毎年毎年、定期点検をしたら、いろいろなところが不都合が出てきたということでは、これはやはりいけないというふうに考えますと、今、そういった状況を作っておかなければならないというふうに思うわけですけれども、その点について、今回の補正については、どこまでどのように検討したのかどうか、お伺いをしたいと思います。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

飯岡荘支配人。

飯岡荘支配人（野口國男） それでは最初に、9月補正でなぜかということですが、先ほども申し上げましたように、新しくレストランをオープンするということがございまして、料飲サービスのある程度徹底させたいということがございまして、実は、収入よりも費用の方を臨時職員の増員を含めて新しい業務を充実させたいということで、その方がむしろ主な趣旨でございまして、それを組むに当たっての収入をこれだけ見込ませていただいたわけです。時期的には、やはり12月でも対応は可能だったわけですけれども、6月に料金改定のご了解をいただきましたので、これに合わせて行ったものでございます。

次に、臨時職員の方ですけれども、どのように資質を向上させるのか。あるいは教育をしていくのかということですが、実は、先日、70名の方がほぼ新しい料金に近い形でご予約をいただきまして使っていただきました。私ども全員でとりかかりまして、最終的には非常にいい評価をいただくことができました。いわゆる接客面でホスピタリティーという言葉がありますけれども、やはり、親近感を持った接客をしていかなければ、新しい料金には対応が非常に難しい面があるのではないかなということ考えています。

料理につきましては、もう既に指導員の方が来ていますので、基本部分はでき上がりました。その後は、この料飲サービスをいかに保つか、あるいはレベルを上げていくかというこ

とにかかってくるわけございまして、臨時職員の指導につきましても、これから考えていかなければなりませんけれども、なるべく地元の通勤できる方に臨時職員を採用したいというのが一つございまして、また、資質の向上につきましては、現在いる調理指導員の方は、グランドホテルで総支配人も経験しております。そんなことで、指導につきましては十分体制ができているというふうにご報告をさせていただきたいと思っております。

それと、年齢につきましても、やはり、今までの例ですけれども、募集いたしますと、高齢者の方がどうしても応募に来てしまうというような状況でございましたけれども、今回につきましては、新しくレストランをオープンすると。それを全面的に接客ポイントにいたしまして、できれば35歳程度までの、男女別は仕分けできませんけれども、男女問わず35歳程度までの方を想定しているところでございます。

それと、40年、施設が経過しているわけですけれども、全体的な設備はどうかということとでございます。いわゆる当初予算でお願いいたしました継続費の中で、施設の改善工事につきましては10月からの工事を予定しております、その中で、ほぼ対応できるわけですけれども、今回につきましては定期点検等でたまたま出てきたということで、この補正をお願いするものでございます。

どうぞ、ひとつよろしくお願いたします。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

24番（神子 功） 料金改定に伴う増額については、結論的には今でなくてもよかったなという判断ができるのかなというふうに判断をいたしました。

臨時職員の関係ですが、今お話がありましたけれども、とにかく新しくなるということからいたしますと、万全な策をとっていただいて、来た方に喜ばれるような状況がなければいけませんので、今、ご答弁いただきました内容で、ぜひいいサービスができるように期待するものでございます。

ボイラー関係の設備の補正がありましたけれども、たまたま出てきたということについては、そういった発言というのはいけないと思っております。一生懸命これから新しく飯岡荘になるものを、一応、当初では組んでありますけれども、本当は、そこで全部賄い切れるようなちゃんとした調査をしておかなければいけなかったのに、出てきてしまったということは、これはまずい結果だと思います。それがたまたまという発言というのは、意気込みというか、真剣味というのがこちらに伝わってこないですね。そうすると、いいサービスもできないということに、裏返せば考えられます。ですから、その辺は訂正をぜひしていただいて、た

またまではなくて見つからなかったということで、ぜひこれについては、対応できるものについては対応しなければいけないということで実施を願うものでございます。

いずれにしても、今回の補正につきましては、これから待ち受ける飯岡荘の新しい取り組みというのがありますので、そういった意味の補正というふうに私は判断したいわけでございますので、取り組み方、お願いしたいと思えます。

以上で終わります。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第12号の質疑を終わります。

議案第13号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第14号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第15号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案の質疑は途中でございますが、昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 9分

再開 午後 1時10分

議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の質疑を行います。

議案第16号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

24番（神子 功） 議案第16号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、1点、ご質疑申し上げます。

今回の改正につきましては、神西並びに双葉住宅の戸数の内容を改めるという改正でございます。具体的には、神西が45から37、双葉が65から64にするものでございます。内容的には空き家になるということから、老朽化に伴って解体をするようなお話をいただきました。旭市の住宅につきましては既に年数がたっておりまして、今回提案された内容を考えますと、さらに老朽化が進むような状況が全体的にあるというようなことは考えられるわけでありませぬ。

そこで、ご質疑申し上げます。

今回、神西、双葉住宅の戸数について削減するというところでございます。今後、この旭市の住宅につきましては、老朽化に伴って改善する必要性があるものと、そしてまた、新たに検討を加える必要があるという、いろいろなことが考えられますが、今回の改正に当たりまして、旭市営住宅に関しましてどのような検討がなされたのかどうか、基本的な部分についてお伺いをいたします。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（平野哲也） 条例改正に伴う今後の方針というようなことだと思いますけれども、市営住宅の施策の関係でございますけれども、市の総合計画におきまして、市営住宅につきましては、既存の住宅の維持補修を図り、居住者の利便性の向上を図るとともに、老朽化の著しい住宅の解体を検討していくということで計画の中に載せてございます。今回の神西住宅、それから双葉団地につきましては、昭和40年くらいから昭和42年くらいにかけて建築された住宅でございます。既に築40年くらいを経過しております。老朽化が著しいということで、空き家につきまして入居の募集をしないで取り壊し、解体ということを進めているところでございます。

今後どうするんだということだと思いますけれども、市営住宅の戸数につきましては、現在、合併によりまして、旭市内には11か所、424戸の住宅がございます。県内の類似団体、同じような規模の団体10市の数を調べてみたんですけれども、この平均よりも、現在で旭市が100戸上回っているという状況でございます。これは、合併によって一気に増えたというこ

ともございますけれども、当面は、老朽化の著しい住宅、古いものについては壊して、ある一定の水準になった時点で、現在の既存の住宅で使えるものをどうしていくのか。例えば、リフォームといいますか、改修といいますか、そういった形のものをこれから検討していきたいなということで考えております。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

24番（神子 功） 今、県内の状況を踏まえてご説明いただきましたが、旭市は100戸くらい多いということで、これは、旧旭市におきましても、この住宅をどうするかという検討をすべき事項として挙げられておりましたけれども、いずれにしても、取り壊した後はスペースが当然空くわけです。その活用をどうするかという問題と、それから、リフォームしながら改善していくという、そういった方法もあろうかと思えます。そういった意味で、空き地になったところについては、どのような活用を考え、また、リフォームした場合には、当然、入居するに当たりまして入居費がどうなのかという検討が必要かどうかにつきましてはその程度お考えなのかどうか、現状のままでリフォームしても、そのままの料金でいくのかどうか。その辺についてはいかがでしょうか。土地の有効利用と、そして、リフォームした後の入居費ということについてのお考えについて、お伺いいたします。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（平野哲也） 取り壊したスペースをどのように活用するか。これは、現在、双葉団地、一戸建てのところがあるわけでございますけれども、ここの取り壊した跡につきましては、双葉団地は4階建てもあるんですけども、近隣の住宅の入居者に対して駐車場として一部ご活用いただいております。ただ、神西については、そういった具体的な策はございません。

それから、リフォームする場合にどうするかということですが、先ほども言いましたように、ある一定の期間、空き家をつくりまして、今も政策空き家をやっているんですけども、そういったものをつくりまして、入居しているものを今いちいち出してもらうというのは難しいんですけども、そういったやりくりをして、今空いているところに移っていただいたりとか、そういう形が必要になるかと思えます。

ただ、先ほど申し上げましたけれども、具体的に、今、リフォームをどうするという検討はまだできておりません。これから検討してまいりたいと思えます。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第16号の質疑を終わります。

議案第17号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

滑川公英議員。

8番（滑川公英） 第17号議案は、国民宿舎飯岡荘を食彩の宿いいおかに改めるということでしたが、先日の説明の中で、もう少し詳細な説明をお願いしたいと思います。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の質疑に対し、答弁を求めます。

飯岡荘支配人。

飯岡荘支配人（野口國男） それでは、滑川議員のご質問にお答えいたします。

飯岡荘ですけれども、現在、名称変更につきましては、経営改善の一環として進めているものでございます。この狙いといたしましては、地元旭市の産物を利用した食に敏感な方をターゲットにしたいと、こういう趣旨でございまして、施設の外観を含めまして食彩の宿に変わったことを発信することを大きな狙いとしております。

新名称の公募につきましては、6月15日から7月31日までの間、広報あさひ、飯岡荘ホームページでの啓発をはじめといたしまして、飯岡荘の宿泊者の方への応募用紙も配布するなどして実施をまいりました。その結果、全国から333人の方から応募がございました。件数にいたしますと356件の応募でございます。内訳といたしましては、郵便で99件、電子メールで46件、ファクスで39件、そして、直接持参された方が172件でございます。都道府県別では、千葉県内が261件、東京都が46件、その他49件でございます。

なお、旭市内からの応募でございますけれども、192件ございました。

なお、選定につきましては、8月3日及び8月17日の国民宿舎運営委員会において新名称候補選定基準に基づきまして、食彩の宿いいおかがその候補として選定されたものでございます。

よろしく願いいたします。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） どうもありがとうございました。

応募者のデータ化ないしは分析をして、これからの食彩の宿いいおかにつきまして、なるべく有効利用ができたらいいのではないかと思います。少なくとも、分析とデータ化はぜ

ひやっていたきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

終わります。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第17号の質疑を終わります。

議案第18号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第19号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第20号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

24番（神子 功） 議案第20号、指定管理者の指定につきまして、何点かご質疑申し上げます。

今回、指定管理者に指定する内容につきましては、まず、施設につきましては、旭市立干潟保育所、指定管理者となる団体は学校法人旭鈴木学園、期間は平成20年4月1日から平成25年3月31日までということで議案第20号に提案をされております。

そこで、何点かご質疑申し上げます。

まず、今回、議案第20号に提案されております指定管理者の指定に当たりまして、指定を行うまでの選考の理由につきましてお伺いをしたいのが1点目であります。もちろん、公募によって1件が選ばれたということで、選定委員会が開催されて今日に至っておりますので、それらを含めてお願いをいたします。

2点目ですが、現在、干潟保育所には保育士の方々がおられます。来年の4月1日から、これからいくと指定管理者の指定になるわけでありまして、この方々はどうなるのかどうか。人事について、どのようなお考えをしているのかどうか2点目であります。

3点目、当然、指定管理者を置くということであれば、制度の目的であります、このより効果的に、かつ効率的に対応できるものということで、経費の削減等を図ることを目的とする管理制度でありますので、当然、旭市としてはメリットが生じるものと思っております。そこで、指定管理者の指定を行う時にはどのようなメリットが生じるのでしょうか。3点目にお伺いいたします。

なお、この議案第20号が通過した時には、今後の対応としてどのようなことを考えているのかどうか、今後の対応につきまして、4点、お伺いいたします。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（在田 豊） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、選定に至りました経過を含めました理由でございますが、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定によりまして、ただいま議員の方からお話がございましたように、6月1日から7月2日まで、公募によりまして募集を行いました。その結果、1事業者から申請がございましたので、審査をさせていただいたところでございます。

その選定に当たりましては、旭市指定管理者候補者選定委員会設置要綱第5条によりまして、市民を代表するもの2名、これは保育所の後援会の方と、それから保護者の方の代表者に加わっていただきました。それと、学識経験者1名ということで、公認会計士の先生に加わっていただいております。それと、市職員6名、副市長が委員長になっておりますけれども、6名を選定委員に委嘱しまして選定委員会を組織し、この選定委員会によりまして審査を行いました。

審査の内容でございますが、団体の方から提出をされました事業計画書、それから収支予算書等の申請書類、それと、当日、代表者によりましてプレゼンテーション等を実施しまして、1次審査、そして2次審査ということで総合的に審査を進めてまいったところでございます。その結果、旭鈴木学園を指定管理者候補者として適当と認めましたので、選定をさせていただいたところでございます。

それから、2番目の保育所の保育士の人事の関係でございますが、現在、15保育所におきまして117名の保育士がおります。そのうち39名は、臨時で保育士をお願いしております。当然、正規職員の不足分をカバーするという形で臨時が当たっているわけですが、そういう

状況の中で、39名の臨時保育士は多い。そういう状況にありまして、より責任を持った保育サービスを提供するためには、臨時の保育士が多いという状況は、決して好ましい状況とは考えておりません。したがって、平成20年4月、指定管理者が始まりまして、干潟保育所の市の正規職員になりますが、所長以下8名、それと、調理員の1名でございますけれども、合計10名になりますが、これは、他の保育所へ配置をさせていただく予定でございます。

それから、3番目の旭市にとってメリットというご質問でございますけれども、これにつきましては、大きく分けまして2点あるかと思えます。

まず、時代のニーズ、保護者のニーズ、そういう部分へ柔軟に対応した保育サービスを展開できるということと合わせて、熱意と意欲のある、そういう民間の法人が算入して下さるということにつきましては、市全体の保育の質を高められるということで期待をしているところでございます。

また、もう1点は、議員の方からお話ございましたように、もちろんコスト低減という部分があるかと思えます。効率的な保育所運営をしていくためのメリットがあるかと思えます。

それと、今後の対応ということでございますけれども、保育所全体を指定管理者制度で進めるということではございませんで、この干潟保育所の経営に対します状況ですとか、それから、保育の内容、そしてまた、保護者の皆さんからのご意見等を十分に検証をさせていただきながら、逐次進められるところについては指定管理者によって進めると、そういう考え方でございます。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

24番（神子 功） 選定に至るまでの内容につきましては分かりました。

現在の干潟保育所の保育士についての人事の関係につきましても、方向づけとしてお示しをいただきました。

選定に当たって、1事業所が今回募集されまして選定を受けたわけですが、選定委員の中には、副市長以下職員の方々、民間の方々ということで選定をされたわけであります。

そこで、3番目に質疑いたしました、それでは、旭市のメリットということについて、選定の中には検討されたと思えます。今のご説明によりますと、まず、審査の内容については、事業計画書、そして、収支の予算書、プレゼンテーション、1次、2次の審査を行って、総合的に審査を行った結果だということでお話ございました。

そうしますと、今、コスト低減とご説明がありました。現在、干潟保育所が運営しております経費についてはどれだけかかっているのかどうか。それを今回、プレゼンテーションして選定をされた、旭鈴木学園の収支報告並びに事業計画書、こういったことについて、それがどのように提案されて、コストがどのくらい低下するというようなことの把握というのはされたでしょうか。されたとすれば、数値の上で明確に、その辺のところをお答えいただきたいと思います。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（在田 豊） それでは、お答えを申し上げます。

今、明確な数字をもってというようなお話がございましたけれども、いずれにしましても、指定管理者の指定管理料ということに関しましては、民設民営の保育所の運営補助金に準じた形で算出しながら指定管理料を決定していくことになろうかと思っております。まだ正確にそれらの額というものを決定してございませんので、どれだけコスト削減になるのかという部分については明確な数字は申し上げられませんが、いずれにしましても、今、市の保育所の運営費ということで、平成18年の実績で申し上げますと、干潟保育所につきましては約8,900万円程度の実績になっております。それを先ほど申し上げましたように、民設民営の保育所の補助金の算出に準じて算出していきますと、100万のけたの単位か、場合によっては1,000万円のけたの単位になるか、その辺、ちょっと微妙な部分がございますので、正確な数字は今申し上げられません。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

24番（神子 功） 昨年の平成18年の第4回定例会で一般質問をさせてもらった経過がありますが、そこで、民間委託ということについて取り上げまして、それについて市長から答弁をいただいております。

民間委託をすることによって生じるメリット、デメリットを数値の上で、きちっとつかんだ上で民間委託をしろということですが、ご指摘のとおりだと思います。そういった数値を今でも担当課でかなりのところまで頑張っていると思います。けれども、より一層、きちとした数値を出して、そして、それを今度は議員の皆さん方とも、ひとつこういったことだけでもということで検討させてもらいながら実施をしていきたいと思っておりますと、こういう内容でございました。

なお、プロジェクトチームが必要であれば、そういったことについても作りながら、民間委託に関しては、本当の意味で、市民の皆さん方にプラスになる形で進めてまいりたいという答弁でございました。

今の課長の答弁ですと、民設民営の算出に準じて指定管理者ということで算出の内容について検討したいということで、そうしますと、まだ決定していないということからすると、選定委員というのはどういうことで選定したんですかというふうになります。したがって、経費のメリットを考えれば、算出をして出た平成18年度の実績というのは、8,900万円が運営費ということですから、この運営費以外にかかるものがあるとすれば、それはどうするか。運営費というのは丸々かかっているもので、それを考慮しながら民間委託していくのかという考え方になります。そうすると、経費節減ということからすれば、それは、保育士の人件費ということも含まれるでしょう。人件費の中には、所長クラス、それからいろいろありますよね。そうすると、おのずから民設民営の算出基準云々ではなくて、実際問題、これだけかかっているということですから、旭市としては、どうしたらいいのかどうかという検討の基準がなければ検討できないというふうに思うわけですが、その点、副市長も選定委員に入っておられたということでございますので、そうしますと、平成18年の第4回定例会の一般質問で市長が答弁された内容と何か食い違ってくるのではないかとというふうに思うわけですが、その点はどうですか。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（在田 豊） 最終的に、指定管理料を決めたということでございますので、正確にという数字は申し上げられないということでお話をさせていただいたところでございますけれども、今、議員おっしゃられますように、旭市の保育所の運営費でございますけれども、その中には、当然、人件費から施設の光熱水費から、それから特別保育もろもろを実施しておりますので、そういうような経費まで一切含んでそういう金額になっておりますので、その保育のサービスをそのまま引き続いて指定管理者の方にもお願いをするということになりますので、そこにプラス、今度、当然、保育サービスの部分で休日保育につきましても、土曜日1日実施をする。それから、病後児保育ですか。そういうようなものもそこへ実施をしていくというようなことも併せ、これから契約書の中でうたわなければなりませんので、それらの詰めの部分で、果たして新しい保育サービスを我々が期待をして実施をお願いするわけなんです、鈴木学園の方で、その部分をきちっとお受けいただけるという確約

まではまだちょうだいできておりませんので、そういう特別保育等の部分では、まだ額は不確定な部分がございますので、それらの部分で開きが出てきているということでございます。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 神子議員。

24番（神子 功） 民間委託という基本的なことを考えれば、今、課長が言われたようなことは、当然、民間委託しようとしている側としては、現在、こういう運営をしていますよと。さらに時間外とか、あるいは新しいものについてこう考えています。ですから、それについては、恐らくこのくらいのプラスになるでしょう。8,900万円からプラス要素がありますよね。それについて、受けていただけませんかという選定ではなかったのでしょうか。そうでなければ、話が煮詰まって、仮に今回のことが通った場合には、これから検討すると。今の説明ではそういうことになりますけれども、それは答弁の中では違うような気がいたします。その辺のところについて、基本的なことについて、副市長も選定委員ということでございますので、それについて、本当に出てきたということからすると、本来は、先ほどの中央病院の問題ではありませんけれども、現在、これでやっていきたいと。でも、これは経費削減によってこうしたいんだからということがあって正確な数字をまず作って、それによっていかがでしょうかということ公募して、はい、分かりましたよということで折り合いがつくような状況だから出てきたというふうに私は判断していますけれども、その点、違っているかいけないか。また、違っているとすれば、どうなんでしょうか。副市長、お願いします。

議長（嶋田茂樹） 副市長。

副市長（鈴木正美） 選定委員会の委員長として、当時のことを申し上げます。

課長の方から今お話がありました。最終的な数字というのは、課長の説明がちょっと分かりにくかったかもしれないんですが、当時、選定委員会をやった時に、基本的なこういったものでお願いしたいという主要の部分に対してどのくらいかかるかというある程度の数字はございます。その数字に対して、どのくらいでエントリーしたかという数字がございます。その数字は手元がないので、はっきり幾らと申し上げられないのですが、後ほどお示しさせていただきたいと思っておりますけれども、差はありまして、それよりも下の金額で申し込みをされております。

なお、そのほかに、父兄の方といろいろ移行するに当たりまして、質のレベルが下がらないとか、プラスアルファの分ができないかというようなこともありましたので、そういう話が父兄の方の意見として、その時のプレゼンテーションとか何かで応募者の方に意見を申

し上げました。それにつきましては、決まった場合には、その辺踏まえまして考えていきたいということでございました。そこについては、どのくらいのレベルでできるかとか、そういった話につきましては、その結果いかんによってはお願いする金額がもう少し増えるかもしれないというようなこともございますので、先ほど神子議員がおっしゃったように、金額が下がるという数字はございます。後ほど、試算の数字でございますが、お示しをさせていただきたいと思います。

議長（嶋田茂樹） 市長。

市長（伊藤忠良） それでは、ちょっと補足をさせていただきたいと思うんですけども、この保育所の民営化というのを少し考えてみたいと思いましたが一番の要因というのは、今、少子化の時代にあって、非常に父兄の皆様方のニーズがいろいろな角度で広がってきております。例えば、土日の保育あるいは延長保育、さらには病後児の保育、さまざまな形でいろいろな要望が出てきているわけでありまして。

そういったものに的確に柔軟に答えていくには、なかなか公立の保育所では難しい。そういったものがあるものですから、民営化をして、民間のやり方というのをしっかりとひとつ見てみたいと。そう思って、取りあえず干潟の保育所でそれを実行してみたい。そのような形で、今お願いをさせていただいているわけでありまして。

もちろん、民間のやり方がこれではまずいということであれば、当然、公立に返しますし、我々が望んでいるような形のもの、あるいは保護者の皆さん方が望んでいるような保育というものを低コストの中でしっかりと対応していただければ、次の民営化も考えていきたいと、そんなふうを考えているわけでございますので、なかなか数字だけでつかみ切れないところもありますけれども、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 神子議員。

24番（神子 功） 今、副市長の方から話があった内容が初めに出ていけば、概略は分かります。

それで、その父兄、選定委員の中から出た案については、これは別個でも検討できるわけですよ。案として出たわけですから。そういった意味で、本来あるべき運営費と、プラス要素があるとすれば、それをどうするかというのは検討してもいいでしょう。そういったことも含めて提案がされて、今回提案された指定管理者にお願いするよということであれば、それはその道もあるでしょう。ですから、そういった意味で質疑をさせてもらったわけです。

ですから、初めての保育所のケースなものですから、そういったはっきりした数値を、数値の上でなければ分かりませんから、そういった意味では、数値をはっきりご提示いただいて、それで、これからの運営についてはお任せしたら、もっと削減できるような方法も当然受けたところには考えていただかなければいけないし、当然、お願いしたところはよくできているのかなということで、所期の目的に達しているかどうかというのは今後出てくるでしょう。そういったことを初めから答弁していただかないと、おかしなことになってしまいます。その辺はご指摘申し上げますけれども、資料については、分かるようにお示しをいただきたい。

以上で終わりにします。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第20号の質疑を終わります。

議案第21号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第22号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第23号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

以上で、議案の質疑を終わります。

追加日程 議案第23号直接審議（先議）

議長（嶋田茂樹） おはかりいたします。議案第23号は人事案件でありますので、委員会付

託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(嶋田茂樹) ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第23号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第23号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(嶋田茂樹) 全員賛成。

よって、議案第23号は同意することに決しました。

日程第2 決算審査特別委員会設置

議長(嶋田茂樹) 日程第2、決算審査特別委員会設置。

おはかりいたします。議案第1号から議案第9号までの9議案については、決算認定の議案であります。各常任委員会から3名ずつ委員を選出し、12名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いを。

これに決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(嶋田茂樹) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第9号までの9議案は、各常任委員会から3名ずつ委員を選出し、12名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

日程第3 決算審査特別委員会委員の選任

議長（嶋田茂樹） 日程第3、決算審査特別委員会委員の選任。

おはかりいたします。決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、議長の指名により選任いたしたいと思えます。

これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、議長の指名により選任することに決しました。

これより、決算審査特別委員会の委員を指名いたします。

平野忠作議員、伊藤房代議員、林七巳議員、向後悦世議員、景山岩三郎議員、嶋田哲純議員、佐久間茂樹議員、平野浩議員、明智忠直議員、林一雄議員、高木武雄議員、神子功議員、以上の12名を指名いたします。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決しました。

日程第4 決算審査特別委員会議案付託

議長（嶋田茂樹） 日程第4、決算審査特別委員会議案付託。

議案第1号から議案第9号までの9議案を決算審査特別委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、14日午後5時までに審査を終了されますようお願いいたします。

この後、決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長を選出いただき、その結果を議長まで報告願います。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時44分

議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告

議長（嶋田茂樹） 日程第5、決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告。

決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果を報告いたします。

委員長、高木武雄議員、副委員長、平野浩議員、以上のとおりであります。

日程第6 常任委員会議案付託

議長（嶋田茂樹） 日程第6、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

総務常任委員会は、議案第10号中の所管事項、議案第13号、議案第14号、議案第16号、議案第19号、議案第21号、議案第22号の7議案であります。

文教福祉常任委員会は、議案第10号中の所管事項、議案第20号の2議案であります。

建設経済常任委員会は、議案第10号中の所管事項、議案第15号、議案第18号の3議案であります。

公営企業常任委員会は、議案第11号、議案第12号、議案第17号の3議案であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました議案は、21日午後5時までに審査を終了されるようお願いいたします。

日程第7 常任委員会陳情付託

議長（嶋田茂樹） 日程第7、常任委員会陳情付託。

本定例会までに提出されました陳情は、陳情第2号、陳情第3号の2件であります。配布

漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(嶋田茂樹) 配布漏れないものと認めます。

これより陳情を付託いたします。

文教福祉常任委員会は、陳情第2号の1件であります。

建設経済常任委員会は、陳情第3号の1件であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました陳情は、21日午後5時までに審査を終了されるようお願いいたします。

議長(嶋田茂樹) 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議はあす定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時47分